

令和 7 年 度

償却資産（固定資産税）申告の手引

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和 7 年度の償却資産申告書関係書類を送付いたしますので、この手引に基づいて申告書等を作成のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。



© 2016 大牟田市公式キャラクター
「ジャーフ坊」

申告期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）

○期限間近になりますと窓口が混雑しますので、令和 7 年 1 月 24 日（金）までにご提出くださいますようご協力ください。

○大牟田市ホームページ <https://www.city.omuta.lg.jp> 大牟田市総合ページ
償却資産については…

ホーム > 分類から探す > くらし・環境 > 市税 > 償却資産
(被災代替償却資産及び先端設備等の特例申告様式もこちらからダウンロードしてください)

申告書の提出・お問い合わせは…

大牟田市役所 市民部税務課 償却資産担当

本庁舎 2 階 14 番窓口

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

TEL 0944-41-2609（直通）

目 次

I 償却資産とは

(1) 償却資産とは	1
(2) 償却資産の種類と主な資産	1
(3) 業種ごとの主な償却資産	2
(4) 償却資産の耐用年数	2

II 償却資産の申告について

(1) 申告の必要な方	3
(2) 申告の対象となる資産	3
(3) 申告の対象とならない資産	3
(4) 国税（法人税・所得税）との取扱いの比較	4
(5) 建築設備等の償却資産と家屋の区分	4
(6) 賃借人（テナント入居者）が施工した内装等について	5
(7) 申告期限	6
(8) 申告書等の提出	6
(9) 申告の際のお願い	6
(10) 申告書の記載方法が分からない場合	6
(11) 申告しなかった場合、又は虚偽の申告をした場合	6
(12) 申告内容の確認調査について	6
(13) 過年度への遡及等について	6

III 償却資産の評価と課税について

(1) 申告から課税までのながれ	7
(2) 償却資産の価格の算出方法	8
(3) 耐用年数に応ずる減価率表	9
(4) 課税標準の特例が適用される償却資産	9

IV 申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書	10
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）	12
(3) 種類別明細書（減少資産用）	14
(4) 償却資産一覧表	14
(5) 電算処理方式により申告される場合	15

V 注目の特例をピックアップ

16

I 償却資産とは

(1) 償却資産とは

法人や個人で事業を営んでいる方（例：工場や飲食店を営んでいる方、駐車場やアパートなどを貸付している方）が、その事業のために用いている構築物・機械及び装置・船舶・航空機・車両及び運搬具・工具・器具及び備品などの有形固定資産を償却資産といいます。

これらの資産に対して、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号）

(2) 償却資産の種類と主な資産

資産の種類		課税対象となる資産
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、屋外広告塔等
	建 物	基礎がないもの又は簡易な建物（プレハブ事務所等）
	建物附属設備	建築設備等のうち償却資産として扱うもの （5ページの「建築設備等の償却資産と家屋の区分表」を参照してください。） 賃借人（テナント入居者等）が貸店舗等に施工した内装・造作・建築設備等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械装置、ブルドーザー・パワーショベル等の土木建設機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備等
3	船舶	作業船、客船、漁船、遊覧船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、その他運搬車等
6	工具、器具及び備品	測定・検査工具、医療機器、厨房用機器、理美容機器、自動販売機、エアコン、家具、陳列ケース、パソコン、ファックス、看板、ネオンサイン等

※償却資産の課税客体となる車両（自動車税や軽自動車税の課税対象となる車両は、対象外になります）

次の①～③に該当する大型特殊自動車は償却資産の申告対象となります。

（ナンバープレート分類番号 0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ

9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ）

①農耕作業用…最高速度35km/h以上のもの

②一般用・建設用

次の項目に1つでも該当すれば大型特殊自動車です。

ア 最高速度15km/hを超えるもの

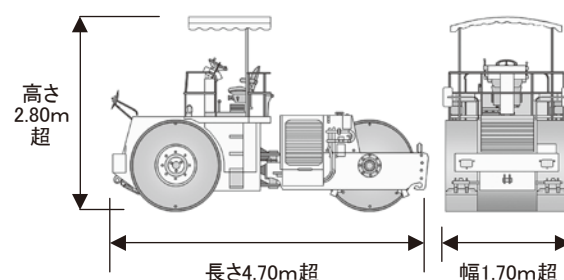
イ 自動車の長さが4.7mを超えるもの

ウ 自動車の幅が1.7mを超えるもの

エ 自動車の高さが2.8mを超えるもの

③ポールトレーラ及び国土交通省が指定する特殊な構造を有する自動車

《大きさ》



(3) 業種ごとの主な償却資産

業 種	課 税 対 象 と な る 資 産
共 通	看板、舗装路面、外構工事、受変電設備、屋外給排水設備、LAN設備、応接セット、キャビネット、金庫、パソコン、タイムレコーダー、コピー機、テレビ、エアコン、事務机、椅子等
小 売 業	陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板等
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、放送設備、カラオケ機器、ガスレンジ等の厨房設備、レジスター、冷蔵庫、テレビ、看板、ネオンサイン、エアコン等
工 場 ・ 作 業 所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、門、塀、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、看板、大型特殊自動車
建 設 業	発電機、エンジンポンプ、エンジンカッター、鉄筋カッター、測量機、大型特殊自動車
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗髪設備、消毒滅菌設備、ドライヤー、サインポール、レジスター、看板、ネオンサイン、エアコン等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機（ドライ・ランドリー）、脱水機、プレス機、カッター仕上げ機、ビニール包装設備、ボイラー、看板等
ガ ソ リ ン 販 売 業	ガソリン計量機、リフト、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、防火壁、独立キャノピー等
病 院 ・ 診 療 所	診療台、椅子、ベッド、滅菌器、レントゲン、手術設備、心電図、麻酔器、脳波測定器、歯科診療用ユニット、光学検査機器、給食用厨房設備等
印 刷 業	各種製版機・印刷機、裁断機、パソコン等
娛 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、店内放送設備、防犯監視設備、看板、ネオンサイン等
製 パ ン ・ 製 菓 業	オーブン・ミキサー等製パン・製菓用機械、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、包装機、陳列ケース、レジスター、エアコン等
不 動 産 賃 貸 業	舗装路面、フェンス、屋外電気設備、機械式駐車設備、駐車料金精算機、受変電設備、中央監視制御装置、発電機設備、蓄電池設備、屋外給排水設備、太陽光発電設備等
農 漁 業 ・ 海 苔 業	ビニールハウス、井戸、管理機、播種機、防除用器具、トラクター等（大型特殊）、漁船、船外機、全自動海苔製造機、異物検査機、攪拌機等

(4) 償却資産の耐用年数

耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には次の３種類があります。

- ① 法定耐用年数 基本的に、この耐用年数により申告してください。
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、2、5、6」を参照してください。
- ② 中古見積耐用年数 耐用年数省令第3条の規定により見積もったもの
- ③ 短縮耐用年数 法人税法又は所得税法の規定により国税局長の承認を受けたもの

Ⅱ 償却資産の申告について

(1) 申告の必要な方

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 所有権移転外ファイナンス・リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ③ 所有権移転リースの場合、償却資産を使用している借主の方
- ④ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている場合は原則として買主の方
- ⑤ 解散、廃業等した方、あるいは、申告の案内が届いた方で事業を行っているが償却資産を所有していない方も、申告書「19 申告内容」欄に必要な事項を記入して申告してください。

(2) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することのできる資産で、原則として、耐用年数が1年以上かつ取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上のものです。

次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 取得価額が10万円未満の償却資産でも、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上しているもの
- ② 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- ③ 償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみとなっている資産）
- ④ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ⑤ 遊休資産又は未稼働資産
- ⑥ 決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ⑦ 福利厚生・社員研修の用に供するもの
- ⑧ 追加的支出のうち「改良費（資本的支出）」に該当するもの
- ⑨ 建築設備等のうち、償却資産として取り扱うもの
（5ページの「建築設備等の償却資産と家屋の区分表」を参照してください。）
- ⑩ 賃借人（テナント入居者等）が貸店舗等に施工した内装、建築設備などの資産
- ⑪ 美術品等について、「法人税基本通達7-1-1」等に規定される減価償却資産として取り扱うもの

(3) 申告の対象とならない資産

- ① 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上、一時に損金算入又は必要経費としているもの
- ② 取得価額が20万円未満の減価償却資産を、税務会計上、一括して3年間で償却しているもの（法人税法施行令第133条の2第1項・所得税法施行令第139条第1項）
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ⑤ 無形固定資産（ソフトウェア・電話加入権・漁業権等）・繰延資産（試験研究費等）
- ⑥ 生物（ただし、鑑賞用・興行用のものは申告の対象になります。）、立木、果樹

(4) 国税（法人税・所得税）との取扱いの比較

項 目	償却資産（固定資産税）	国税（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日制度（１月１日）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（「固定資産評価基準」に定める減価率を用いる。） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様 「固定資産評価基準」とは、地方税法第３８８条に基づく総務大臣の告示です。	○H19.3.31以前取得 旧定率法・旧定額法の選択制度（建物については旧定額法） ○H19.4.1～H28.3.31取得 定率法・定額法の選択制度（建物については定額法） ○H28.4.1以降取得 定率法・定額法の選択制度（建物・建物附属設備・構築物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増加償却・短縮耐用年数	認められます。	認められます。 (法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の１００分の５	備忘価額（１円）
改良費（資本的支出）	区分評価	区分評価（H19.3.31以前取得分は、合算評価）
使用可能期間が１年未満又は取得価額が１０万円未満の資産	損金算入したものは課税対象外	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条 所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が２０万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象外	３年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第133条の２ 所得税法施行令第139条)
即時償却資産 (中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した３０万円未満の減価償却資産)	課税対象	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の２・67条の５)

(5) 建築設備等の償却資産と家屋の区分

家屋には、電気設備・ガス設備・給排水設備・衛生設備・空調設備・運搬設備などの建築設備（本来家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。税務会計上ではおおむね「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第１の「建物附属設備」に該当するものです。

建築設備は、経理上の勘定科目にかかわらず、固定資産税の取扱い上、償却資産と家屋に区分して課税します。独立した機器としての性格の強いもの・特定の生産業務の用に供されるもの・単に移動を防止する程度に家屋に取付けられたものなどが、償却資産として課税の対象となります。

建築設備等の償却資産と家屋の区分表

設備の分類	償却資産の申告対象とするもの	家屋評価に含めるもの
内装・造作	※本ページの「(6) 賃借人(テナント入居者)が施工した内装等について」を参照してください。	床・壁・天井仕上・店舗造作等一式
受変電設備	変圧器・受配電盤等一式・工業用変送電設備等	
動力配線設備	工場等の生産設備の動力源としての配線一式	家屋の建築設備としての配分電盤等
照明設備	ネオンサイン・投光器・スポットライト・外灯等、 家屋と分離している屋外照明設備	一般照明の屋内配線、照明器具
電話設備	電話機・交換機等の装置・器具類	配管、配線
業務監視用 TV設備	受像機（テレビ）・カメラ	配管、配線
給水設備	井戸・独立高架水槽・屋外配管等・ 生産事業用一式	受水槽・貯水槽・ポンプ・止水栓・ 圧縮機・給水栓等
排水設備	屋外の排水設備・生産事業用一式	屋内配水管・ポンプ等
給湯設備	独立煙突・事業用ボイラー等	中央式給湯設備・配管等
ガス設備	屋外供給本管・メーター・ 生産事業用一式	屋内配管・使用口
空調設備	ルームエアコン・I C工場等のクリーン ルームの空調設備	ダクト式エアコン・埋め込み式エアコン・ エアカーテン等
換気設備	扇風機、工業用送風装置	送風機・換気扇・ダクト等
防災設備	ホース・ノズル・屋外消火栓設備・ 手提式消火器等	消火栓設備・避雷設備・泡消火設備・ スプリンクラー設備等
運搬設備	工業用ベルトコンベアー・ 機械式駐車場設備等	エレベーター・エスカレーター・ ダムウェーター等
厨房設備	事業用の設備一式 (飲食店・ホテル・社員食堂等) 調理機器・食器洗浄機等	システムキッチン
その他	L A N設備・夜間金庫・ 太陽光発電設備（屋根材一体型を除く。）	自動扉設備・ 太陽光発電設備（屋根材一体型）

(6) 賃借人（テナント入居者）が施工した内装等について

賃借人（テナント）の方等が自己の費用で施工した内装、造作及び建築設備等の資産を事業の用に供しているときは、上の表で「家屋評価に含めるもの」に記載されているものも含めて、賃借人（テナント）の方等が所有する償却資産として固定資産税が課税されます。

（地方税法第343条第10項・市税条例第35条第3項）

(7) 申告期限

令和7年1月31日(金)

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、令和7年1月24日(金)までに提出してくださいようご協力をお願いします。

(8) 申告書等の提出

- ① 申告書等の書類を、市役所税務課にご提出ください。

申告書を郵送される方で、控に受付印を必要とされる場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。(返信用封筒、切手がない場合は返送できませんのでご注意ください。)

- ② e L T A X (電子申告)による申告をご利用いただくこともできます。

インターネットを通じてご利用になれますが、必要な準備や手続きがありますので、e L T A Xのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

(9) 申告の際のお願い

申告の際には、直近の「減価償却額(費)計算書」の写し又は、法人の方は「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」(別表16(1)、16(2)、16(7))の写しの添付についてご協力をお願いします。

(10) 申告書の記載方法が分からない場合

申告書の記載方法が分からない場合は、下記書類等を持参のうえ市役所税務課(本庁舎2階14番窓口)へお早めにご相談ください。

- ・償却資産申告書書類一式
- ・固定資産台帳(減価償却資産計算明細書)
- ・法人税又は所得税の申告書の控え

(11) 申告しなかった場合、又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告しなかった場合、又は虚偽の申告をされた場合は、過料や延滞金など罰則を科されることがあります。

(地方税法第368条、第385条、第386条、市税条例第52条、第53条)

(12) 申告内容の確認調査について

申告内容の確認のために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話でのお問い合わせや必要な帳簿類や参考資料の提出のご依頼、実地調査を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うこともあります。

なお、上記の調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。

(13) 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正等につきましては、資産の取得年次に応じて、現年度だけでなく過年度についても価格や税額の変更をすることになります。原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。

Ⅲ 償却資産の評価と課税について

(1) 申告から課税までのながれ

① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、申告していただきます。（地方税法第383条）

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定し、償却資産課税台帳に登録します。

③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を市長が公示します。

④ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、所有者・納税管理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供します。

詳細については、事前に「広報おおむた」等でお知らせします。

⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、文書をもって大牟田市固定資産評価審査委員会に対し審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑥ 納税通知書の交付

下記の算式により税額を算出し、納税通知書を交付します。

【税額 ＝ 課税標準額 × 税率（100分の1.6）】

なお、評価計算の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されないため、納税通知書を交付しません。

⑦ 審査請求

課税の内容（償却資産課税台帳に登録された価格を除く。）に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

⑧ 納期

納付すべき税額を4回（5月・7月・12月・翌年の2月）に分けて納めていただきます。具体的な納期は、納税通知書等でお知らせします。

(2) 償却資産の価格の算出方法

「固定資産評価基準」に基づき、取得年月、取得価額及び耐用年数を基礎として、一品ごとに賦課期日（１月１日）現在の評価額を算出します。

課税標準額は、個々の資産の評価額を合計した額（決定価格）です。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、軽減後の額になります。

《評価額》

○前年中に取得したもの 取得価額 × (1－減価率／2)

○前年前に取得したもの 前年度の評価額 × (1－減価率)

算出した評価額が取得価額の５％を下回る場合は、取得価額の５％の額が評価額となります。

《計算例》

計算例は以下のとおりです。

実際の評価計算については、大牟田市の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。（点線部分の端数処理は小数点以下第４位を四捨五入しています。）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率
ルームエアコン	R 6年3月	500,000円	6年	0.319
舗装路面（アスファルト敷）	R 5年2月	3,000,000円	10年	0.206
看板（ネオンサイン）	R 2年9月	1,600,000円	3年	0.536

資産の名称等	令和7年度 評価額					
ルームエアコン	500,000	×	$(1-\frac{0.319 \times 1}{2})$	=	420,000	(R7年度評価額)
舗装路面 (アスファルト敷)	3,000,000	×	$(1-\frac{0.206 \times 1}{2})$	=	2,691,000	(R6年度評価額)
	2,691,000	×	$(1-0.206)$	=	2,136,654	(R7年度評価額)
看板 (ネオンサイン)	1,600,000	×	$(1-\frac{0.536 \times 1}{2})$	=	1,171,200	(R3年度評価額)
	1,171,200	×	$(1-0.536)$	=	543,436	(R4年度評価額)
	543,436	×	$(1-0.536)$	=	252,154	(R5年度評価額)
	252,154	×	$(1-0.536)$	=	116,999	(R6年度評価額)
	116,999	×	$(1-0.536)$	=	54,287	< 80,000
	(R7年度評価額)					
R7年度で取得価額の5%を下回りますので、以降は80,000円になります。						

評価額の合計 = 420,000 + 2,136,654 + 80,000
= 2,636,654 (=決定価格=課税標準額)

※耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産がある場合

評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を適用するのではなく、改正前の年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、改正後の年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

(3) 耐用年数に応ずる減価率表

(固定資産評価基準 別表第15より)

耐用年数	減価率 (年率)	耐用年数	減価率 (年率)	耐用年数	減価率 (年率)
2年	0.684	11年	0.189	20年	0.109
3年	0.536	12年	0.175	25年	0.088
4年	0.438	13年	0.162	30年	0.074
5年	0.369	14年	0.152	35年	0.064
6年	0.319	15年	0.142	40年	0.056
7年	0.280	16年	0.134	45年	0.050
8年	0.250	17年	0.127	50年	0.045
9年	0.226	18年	0.120	55年	0.041
10年	0.206	19年	0.114	60年	0.038

(4) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法第349条の3の4及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

該当資産の特例適用の認否については、税務課償却資産担当で行います。

なお、新規に申告される資産がある場合には、適用判定書類の提出が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（抜粋）

令和6年9月現在

適用対象	条	項号	取得時期	適用期間	特例率	
ガス事業用資産	法第349条の3	第2項		5年間	1/3	
内航船舶		第5項		その後5年間	2/3	
家庭的保育事業		第27項		期限なし	1/2	
居宅訪問型保育事業		第28項		期限なし	1/2※	
事業所内保育事業		第29項		期限なし	1/2※	
被災代替償却資産 (令和2年7月豪雨)		法第349条の3の4			R 2.7. 6 ～ R 7.3.31	4年間
汚水又は廃液の処理施設	法附則第15条	第2項第1号	R 6.4. 1 ～ R 8.3.31	期限なし	1/2※	
ごみ処理施設		第2項第2号	R 6.4. 1 ～ R 8.3.31	期限なし	1/2	
産業廃棄物処理施設		第2項第4号	R 6.4. 1 ～ R 8.3.31	期限なし	1/3	
下水道除害施設		第2項第5号	R 6.4. 1 ～ R 8.3.31	期限なし	4/5※	
先端設備等		第44項	賃上げ 表明	R 5.4. 1 ～ R 7.3.31	3年間	1/2
				R 5.4. 1 ～ R 6.3.31	5年間	1/3
				R 6.4. 1 ～ R 7.3.31	4年間	1/3

※大牟田市の特例率（わがまち特例）

わがまち特例とは、地方自治体の特例率を条例で定めることができる制度です。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額の特例措置について、ペロブスカイト太陽電池を使用した太陽光発電設備や木竹に由来又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス発電設備の一定の設備が対象に追加されました。

上記以外にもありますので、該当する資産がある場合はお問い合わせください。

IV 申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書

- ①所有者の住所、氏名

印字されている住所、氏名等を確認し、変更があった場合は、訂正してください。
- ②個人番号又は法人番号

個人の方は12桁の個人番号を、右詰で記入してください。法人にあっては、13桁の法人番号を記入してください。
- ③事業種目

事業の内容を具体的に記入してください。法人の場合は、資本金又は出資金を記入してください。

受付印

令和 7 年 1 月 24 日
大牟田市長 殿

令和 7 年度
償却資産申告書(償却資産課税台)

所有者	1 住所 (又は納税通知書送達先)	〒 836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地			3 個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6
	2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 償却 太郎			4 事業種目 (資本等の金額)	印刷 (5,00					
		TEL 0944-△△-△△△△			5 税理士等の氏名	氏名 有明 一郎 TEL 0944 (					
		屋号			6 この申告に回答する者の係及び氏名 事業開始年月	経理係 TEL 0944 (年					
資産の種類		⑪ 取 前年前に取得したもの(イ)		⑫ 得 前年中に減少したもの(ロ)		⑬ 価 前年中に取得したもの(ハ)		⑭ 額 計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)		16	
1	構 築 物	19,000,000		15,000,000		23,000,000		27,000,000		⑦	
2	機 械 及 び 装 置	22,870,000				1,650,000		24,520,000		⑧	
3	船 舶									18	
4	航 空 機									19	
5	車 両 及 び 運 搬 具									⑨	
6	工具、器具及び備品	3,200,000		980,000		1,030,000		3,250,000			
7	合 計	45,070,000		15,980,000		25,680,000		54,770,000			
資産の種類		評 価 額 (ホ)		※ 決 定 価 格 (ヘ)		※ 課 税 標 準 額 (ト)				19	
1	構 築 物									⑩	
2	機 械 及 び 装 置									20	
3	船 舶										
4	航 空 機										
5	車 両 及 び 運 搬 具										
6	工具、器具及び備品										
7	合 計										

記入の必要はありません。
⑮ ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記入が必要です。

④事業開始年月

個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月を記入してください。

⑤決算月

決算を行う月を記入してください。

⑥短縮耐用年数の承認～青色申告

各項目のそれぞれ該当する方を○で囲んでください。

⑦借用資産（リース資産）

該当するものを○で囲んでください。「有」の場合は、貸主の名称、電話番号等を記入してください。

⑧事業所用家屋の所有区分

該当する所有区分を○で囲んでください。
「借家」の場合は、所有者名、住所を記入してください。

⑨事業所等資産の所在地

大牟田市内における事業所等、資産の所在地を記入してください。

⑩申告内容

該当するものを○で囲んでください。
「4」に該当する方は事業を行わなくなった年月日を記入してください。

⑪前年前に取得したもの

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類ごとに記入してください。

⑫前年中に減少したもの

前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日）に減少した資産の種類ごとに取得価額を記入してください。

⑬前年中に取得したもの

前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日）に取得した資産の種類ごとに取得価額を記入してください。

⑭取得価額の計

⑪から⑬の計を記入してください。

⑮評価額・決定価格・課税標準額

記入の必要はありません。ただし、電算処理方式により申告される場合は、記入を必要とします。

※ 所 有 者 コ ー ド	
0088888888	
帳)	7 8 9 0 1 2 3
業	0,000 円)
△△) △△△△	大牟田 花子
△△) △△△△	△△) △△△△
月	月
借用資産 (リース資産)	無・有
事業所用家屋 の所有区分	自己所有・借家
大牟田市内に おける事業所等 資産の所在地	有明町2丁目3番地
申告内容	① 資産の増減あり ② 資産の増減なし ③ 該当資産なし ④ 解散・廃業・市内事業所廃止等 (異動日 年 月 日)
備考(添付書類等)	
お願い…直近の「減価償却額(費)計算書」の写しを添付してください。	

第二十六号様式

提出用

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

○初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全ての資産について記入してください。

○前年度以前から申告されている方は、前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日）に取得した資産について記入してください。

①種類別明細書（増加資産・全資産用）

申告内容に応じて「増加資産」か「全資産」のいずれかを○で囲んでください。

②資産の種類

- | | | |
|-----------------|-----------|-------------|
| 1 構築物・建物・建物附属設備 | 2 機械及び装置 | 3 船舶 |
| 4 航空機 | 5 車両及び運搬具 | 6 工具、器具及び備品 |

③資産の名称等

ひらがな・漢字・カタカナ・数字・アルファベット等を使用し、20文字以内で記入してください。

④取得年月

取得した年月を記入してください。年号は、令和＝5 平成＝4 昭和＝3 と記入してください。

令和7年度

※所有者コード

① 種類別明細書（増加資産・全資産用）

行 番 号	資 産 の 種 類 ②	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 ③	数 量	取 得 年 月 ④			取 得 価 格 ⑤
					年 号	年	月	
01	1		内装設備一式	1	5	6	7	十億
02	2		製本用機械	1	4	1	9	8
03	6		エアコン	1	4	2	7	9
04	6		陳列だな	1	5	6	1	0
05	6		パソコン	1	5	6	7	
06								
17								
18								
19								
20								
小 計				5				

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○

⑤取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます。）を記入してください。なお、圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価額を記入してください。

*消費税の取扱い 税抜経理方式の場合 → 消費税を含まない額
 税込経理方式の場合 → 消費税を含めた額

⑥耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第1、2、5、6」に掲げる耐用年数を記入してください。

- 1 中古資産について、見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。
- 2 短縮耐用年数を適用している場合は、その短縮耐用年数を記入してください。

⑦改正耐用年数

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した場合は、改正後の耐用年数と改正年を記入してください。

所 有 者 名						1 枚のうち	
〇〇〇〇株式会社						1 枚 目	
得 価 額		⑥ 耐用年数	⑦ 改正耐用年数		課 標 特 例		⑧ 増加事由
			耐年	改正年	率	C D	⑨ 摘 要
百万	千 円						① 2 3・4
23000000	10						1・2 ③ 4
1650000	10	7	4	2	1		令和6年7月 〇〇支店より
350000	6						1・2 ③ 4
400000	2						1・2 ③ 4
280000	4						1・2 ③ 4
							1・2 ③ 4
							1・2 ③ 4
							1・2 ③ 4
							1・2 ③ 4
							1・2 ③ 4
							1・2 ③ 4
25680000							1・2 ③ 4

印を付けてください。

⑧増加事由

資産の取得について、該当する事由を○で囲んでください。

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他（摘要欄に記入してください。）

⑨摘要

当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ・課税標準の特例の適用がある資産について、その適用条項（例：349の3①）
- ・他の市町村からの移動等により受け入れた資産について、移動年月
（例：令和6年7月 〇〇支店より）
- ・資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示（例：申告もれ分）
- ・耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示（例：短縮）
- ・その他、価格の決定にあたって必要な事項

(3) 種類別明細書（減少資産用）

- 初めて申告される方は、提出の必要はありません。
- 前年度以前から申告されている方は、前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日）に滅失、売却及び移動した資産について記入してください。
- 前年度以前から申告されている方には、「償却資産一覧表」を送付しております。
- 該当する資産の種類、名称等を記入例のように書き写してください。

令和7年度

※所有者コード

種類別明細書（減少資産用）

行 番 号	資 産 の 種 類	抹消コード	① 資 産 の 名 称 等	数 量	② 取 得 年 月			取
					年 号	年	月	
01	1	00000003	内装設備一式	1	4	18	3	十億
02	6	00000001	冷暖房機	1	4	18	3	
03	6	00000002	陳列だな	1	4	18	3	
04	6	00000004	レジスター	1	4	22	3	
05								
20								
小 計				4				

※資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する数量及び取得価額を

(4) 償却資産一覧表

令和 7 年度										所 有 者 氏 名				1 枚のうち			
※ 所有者コード										〇〇〇〇株式会社				1 枚 目			
008888888																	
行 番 号	資 産 の 種 別	資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			(イ) 取 得 価 額	耐 用 年 数	已 耐 用 年 数	減 価 残 存 率 (ロ)	(ハ) 償 額	課税標準 の特例 率 コード	課税標準額	異 動 事 由	摘 要	
					年 号	年	月										
01	1	00000001	アスファルト舗装	1	H	18	03	3,000,000	10						1・2 3・4		
02	1	00000002	看板	1	H	18	03	1,000,000	20						1・2 3・4		
03	1	00000003	内装設備一式	1	H	18	03	15,000,000	10						1・2 3・4		
14	6	00000001	冷暖房機	3	H	18	03	690,000	6	令和6年度までに資産の申告があった方には、「償却資産一覧表」を同封しています。 これは、「令和6年度償却資産課税台帳」と同一の資産内容を一覧表にしたものです。 お手元の固定資産台帳や減価償却資産計算明細書等と照合していただき、これまでの申告内容の確認をしてください。							
15	6	00000002	陳列だな	1	H	18	03	500,000	8								
16	6	00000003	パソコン	1	H	18	03	210,000	4								
17	6	00000004	レジスター	1	H	22	03	250,000	5								
18	6	00000005	事務所パーテーション	1	H	23	09	550,000	15								
小 計				21				45,070,000									

注意 「異動事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかに○を付けてください。

①資産の種類・抹消コード・資産の名称等・取得年月

「償却資産一覧表」に表示されている該当資産の各項目の内容を記入してください。

②数量・取得価額

- ・全部減少した資産については、「償却資産一覧表」に表示されている該当資産の各項目の内容を記入してください。
- ・資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する数量と取得価額を記入してください。

所 有 者 名			1 枚のうち		26 第 二 十 六 号 様 式 別 表 二 (提 出 用)
〇〇〇〇株式会社 ③			1 枚 目		
得 価 額	耐用 年数	減少の事由及び区分 1売却 2減失 3移動 4その他	1 全部 2 一部	摘 要 ④	
15,000,000		1・②・3・4	①・2		
230,000		1・②・3・4	1・②		
500,000		①・2・3・4	①・2	令和6年10月 〇〇商店へ売却	
250,000		1・2・③・4	①・2	令和6年9月 〇〇支店へ	
		1・2・3・4	1・2		
15,980,000		1・2・3・4	1・2		

記入して下さい。

③減少の事由及び区分

該当するものを○で囲んでください。

- 区分 1：申告済資産の全部が減少
2：申告済資産の一部が減少

④摘要

当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ・当該資産の減少した事由が、
「1 売却」の場合は、売却先の名称等
「3 移動」の場合は、その受け入れ先
の市町村名等
「4 その他」の場合は、具体的な事由

- ・申告済み資産の数量及び取得価額等に誤りがあった場合には、その旨の表示

(5) 電算処理方式により申告される場合

電算処理方式により申告される場合には、増加・減少した資産のみの申告ではなく、毎年度、所有する全ての資産について、評価額等を算出し、ご申告ください。

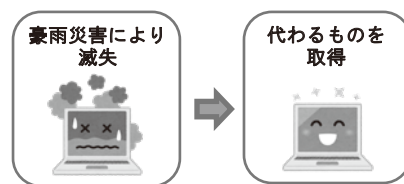
なお、申告書の作成においては以下の事項にご注意ください。

- ① 1月1日現在において所有している全ての償却資産を全資産・特例資産別にページを区分して作成し、資産の種類ごとに合計額を出力してください。
また、前年中の増加・減少資産も資産の種類ごとに区分して合計額を出力してください。
- ② 資産内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。
- ③ 次の項目は、必ず記載してください。

・資産の種類	・資産の名称	・数量	・取得年月	・取得価額
・減価残存率	・耐用年数（改正耐用年数も含む）			・評価額
・特例率	・課税標準額	・増加、減少事由		

V 注目の特例をピックアップ

＜被災代替償却資産の例＞



○令和2年7月の豪雨災害における特例

令和2年7月の豪雨災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして、令和7年3月までの間に取得等された償却資産については固定資産税の課税標準額が4年度分2分の1になる場合があります。

対象者	被災資産の所有者
被災資産の要件	令和2年7月の豪雨災害により滅失・損壊した償却資産
代替(適用対象)資産の要件	被災資産に代わるものとして取得・改良した資産 ・原則として、種類(用途)または使用目的が同一であること
取得期限	令和7年3月までに取得(中古を含む)・改良されたもの
特例措置	代替資産を取得した年の翌年度から4年度分に限り、固定資産税の課税標準額を2分の1に減額

この特例措置を受けるためには以下の書類の提出が必要です。

- ・令和2年7月豪雨に係る被災代替償却資産特例申告書(※1)
- ・代替償却資産対照表(※2)

○先端設備等における特例(令和5年4月1日以降の取得分)

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、固定資産税の特例を受けることが出来ます。(令和5年3月31日までに取得された先端設備等については提出書類及び特例率等が異なりますのでご注意ください。)

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く)。
対象設備	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】 ① 機械装置(160万円以上) ② 測定工具及び検査工具(30万円以上) ③ 器具備品(30万円以上) ④ 建物附属設備(60万円以上)ただし、家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減。 さらに、賃上げ方針を計画内に位置づけて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。 ・令和6年3月31日までに取得した設備:5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備:4年間

この特例措置を受けるためには、以下の書類の提出が必要です。

- ・先端設備等に係る固定資産税課税標準の特例適用申告書(※3)
- ・先端設備等導入計画に係る認定について(認定書の写し)
- ・先端設備等導入計画
- ・認定経営革新等支援機関確認による確認書
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(表明している場合のみ)

※1～3の様式は大牟田市ホームページからダウンロードまたは税務課にてお受け取りください。